

# 大分県報

令和五年  
九月二十八日  
号外（九二）

（木曜日）

## 目次

### 告示

解除予定保安林.....一

### ○告示

#### 大分県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年九月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 解除予定保安林の所在場所

杵築市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年九月二十八日

大分県報号外（告示）

一